

第1号議案

三熊会規約 (案)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、三熊会(さんゆうかい)と称し、事務所は会長宅に置く。
(以下、「本会」と称す。)

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、健康で自主的な社会活動への意欲を促進し、更に生きがいを高め、充実した日常生活を送ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、彩の国いきがい大学熊谷学園二年制課程3期生の卒業生を以て組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 会員相互の連携と情報交換に基づき、自主的活動の推進を図る。
 - ・親睦会
 - ・学習会
 - ・各科、各サークルの独自の活動
 - ・ボランティア活動
 - ・ホームページの活用
- 2 高齢者の社会参加と生きがいの普及・啓発を図る。
- 3 その他、目的達成に必要な事業を推進する。

(役員)

第5条 役員については以下の通りとする。

- 1 本会は以下の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名 (会長・副会長は、各科から1名ずつ選出)
 - (3) 会計 1名
 - (4) 理事 2名
 - (5) ホームページ理事 1名
 - (6) 会計監査 1名
- 2 役員の任期は1年とし、再選は妨げない。但し、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は以下の通りとし、総会の承認を得なければならない。
但し、欠員による新たな役員の承認は理事会に一任するものとする。

- 1 理事は各科クラスより、2名ずつ選出する。
- 2 ホームページ理事は、ホームページ担当から1名選出する。
- 3 会長、副会長、会計は理事(ホームページ理事を除く)の中から互選により選出する。
- 4 ホームページ理事は理事を兼任することが出来る。
- 5 会計監査は理事以外の会員から会長が選出する。
- 6 各サークルは、三熊会会員からサークル代表を1名選出する。
サークル代表は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べる事ができる。
ただし、理事会の議決には参加しないものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は以下の通りとする。

- 1 会長は、会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。会長代行の順位は予め決めておく。
- 3 会計は、会の出納に関する業務を行う。
- 4 理事は、理事会等の内容を、所属するクラスの会員に伝えなければならない。
- 5 会計監査は、会計を監査する。

(会 議)

第8条 会議は総会・理事会及び専門委員会とする。

- 1 総会及び理事会は、会長が招集し議長となる。専門委員会については委員長が招集し議長となる。

(総 会)

第9条 総会については以下の通りとする。

- 1 定期総会は年1回とし、会計年度終了後、30日以内に開催する。
- 2 総会は、本会の規約改定・事業計画・予算・新役員の提案や事業報告・会計報告・その他必要事項を審議する。
- 3 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立し、出席会員の2分の1以上で議決する。可否同数のときは議長が決する。
- 4 総会は、定期総会のほか、会長が必要と認めた場合に理事会の議決を以て臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第10条 理事会については以下の通りとする。

- 1 理事会は、各クラスから選出された理事とホームページ理事で組織し、必要に応じ会長が招集開催する。
- 2 理事会は、総会に付議する事項の審議、総会において付託された事業の執行ならびに運営に必要な事項を審議する。
- 3 理事会は理事の2分の1以上の出席で成立し、その議決は出席理事の2分の1以上の同意を以て成立する。ただし、可否同数の時は議長が決する。
尚、議決には議長も参加するものとする。

(専門委員会)

第11条 会長は必要な場合、専門委員会を理事会の承認のもとで設置することができる。

- 1 専門委員会の委員長・委員については理事会で決め、会長が委嘱する。
- 2 専門委員会の決定事項の実施については、理事会の承認を得るものとする。

(運 営)

第12条 本会の運営について以下の通りとする。

- 1 本会の運営は、会員による会費、その他の収入を以て行われる。
- 2 会費は年額1,000円とし、4月末までに納入するものとする。
- 3 納入された会費は返却しない。
- 4 入会及び退会に関しては、クラス理事に届け出たうえで理事会の承認を得る。
- 5 サークルの新設及び廃止に関しては、会長に届け出たうえで理事会の承認を得る。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項は、理事会において協議する。

附 則

- 1 この規約は平成30年3月29日より施行する。
- 2 本会の設立時における会計年度は、施行日より翌年の3月31日までとする。